

平成19年10月1日改正

平成26年 2月1日改正

平成26年10月1日改正

令和3年12月1日改正

新潟市母子父子寡婦福祉資金償還金口座振替事務取扱要領

1 目的

母子、父子及び寡婦福祉資金償還金（以下「償還金」という。）の納入方法を合理化し、納入義務者の利便を図るとともに、納期納付の向上を期することを目的とする。

2 対象者

償還金の納入義務者（以下「納入義務者」という。）とする。

3 取扱金融機関

償還金を電子媒体により口座振替収納することを承諾した新潟市指定金融機関、新潟市指定代理金融機関、新潟市収納代理金融機関とする。

4 指定預金口座

納入義務者の指定した名義の普通預金、当座預金、通常郵便貯金であって、当該金融機関の承諾を得た1口座とする。

5 取扱金融機関への申込

（1）申込手続

口座振替納付を希望する納入義務者は、新潟市母子父子寡婦福祉資金償還金口座振替依頼書（「振替依頼書」という。）及び口座振替納付届（「納付届」という。）に所定の事項を記載・押印し取扱金融機関に提出する。ただし、振替依頼書及び納付届の押印について、取扱金融機関から不要の申し出があった場合はこの限りでない。

（2）取扱金融機関の事務処理

納入義務者から振替依頼書及び納付届の提出を受けた取扱金融機関は記載事項を確認のうえ受理する。振替依頼書（金融機関保管分）は取扱金融機関が保管し、納付届は確認印を押印のうえ市に送付し、振替依頼書（納入義務者保管分）を納入義務者に返戻する。

（3）市の事務処理

取扱金融機関から納付届の送付があったときは、記載事項を確認のうえ受理し、口座振替に係る所定の事務処理を行う。

6 納入通知書の送付

母子父子寡婦福祉資金納入通知書は、市から直接納入義務者へ送付する。

7 口座振替依頼電子媒体等の送付

納入義務者の納付額等を収録した口座振替依頼電子媒体は、各納期ごとに口座振替納付書送付書を添付し、取扱金融機関へ納期限の6営業日前までに送付する。

8 振替日

振替日は、各納期限の日とする。

9 振替納付の事務処理

(1) 取扱金融機関は、振替日に納入義務者の指定預金口座から口座振替依頼電子媒体に記録された金額を払い出し納付する。

(2) 取扱金融機関は、振替結果を口座振替結果電子媒体に収録し市に送付する。また口座振替報告書は、指定金融機関を経由し市に送付する。

10 振替納付済通知書の送付

各納期の領収書は省略し、これに変わるものとして各年度の最終納期の終了後、一括した口座振替納付済通知書を市から直接納入義務者に送付する。

11 振替不納の取扱

振替不能分は、市が納付書を作成し、口座振替不能通知書を添付して納入義務者に送付する。

12 口座振替の廃止

(1) 廃止手続

納入義務者が口座振替を廃止しようとするときは、新潟市母子父子寡婦福祉資金償還金口座振替廃止届（以下「廃止届」という。）を取り扱い金融機関に提出する。

(2) 取扱金融機関の処理

廃止届の提出を受けた取扱金融機関は、記載内容を確認のうえ受理し、廃止届（金融機関保管分）を保管し、廃止届（市保管分）に確認印を押印のうえ市に送付し、廃止届（納入義務者保管分）を納入義務者に返戻する。

(3) 市の処理

取扱金融機関から廃止届（市保管分）の送付があったときは、記載内容を確認のうえ受理し廃止の事務処理を行う。

13 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成9年1月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、平成9年4月分からの償還金の収納事務について適用し、同年3月までの償還金の収納事務については、従前の例による。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にある改正前の新潟市母子寡婦福祉資金償還金口座振替事務取扱要領の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。